

# 前期修正時の消費税 ・ペナルティ対策ブック



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 前期修正時の消費税・ペナルティ対策ブック

## | 前期損益修正益・修正損とは

過去の会計期間のミスを、当期に修正するために使う「特別損益」の勘定科目です。

- ・**前期損益修正益**：前期の「収益」が少なかった（または「費用」が多くかった）場合に計上。
- ・**前期損益修正損**：前期の「費用」が少なかった（または「収益」が多くかった）場合に計上。

※中小企業の会計指針ではこの方法が一般的ですが、上場企業等では過去の決算書自体を訂正する「遡及適用」が行われることが一般的です。

# 前期修正時の消費税・ペナルティ対策ブック

## | ケース別仕訳パターン

前期のミスを当期に修正する場合の仕訳例です。

ケース	借方	貸方
売上の計上漏れ (100万円の売掛金が漏れていた)	売掛金 100	前期損益修正益 100
経費の計上漏れ (50万円の買掛金が漏れていた)	前期損益修正損 50	買掛金 50

# 前期修正時の消費税・ペナルティ対策ブック

## 【重要】消費税の取り扱いに注意

会計上は当期の「特別損益」として処理しますが、**税務上の消費税は「取引が行われた時期（前期）」に帰属します。**

- ・**誤った処理**：当期の課税売上・課税仕入として計算してしまう。
- ・**正しい処理**：前期の消費税計算が間違っていたことになるため、「修正申告（税金が足りない場合）」または「更正の請求（払いすぎた場合）」を行い、前期分の消費税として精算する必要があります。

# 前期修正時の消費税・ペナルティ対策ブック

## | 発生する税金とペナルティ

修正により利益（所得）が増える場合、以下の税金とペナルティが発生する可能性があります。

- ・**本税の納付**：追加の法人税、法人住民税、事業税、消費税。
- ・**延滞税**：本本来の納期限から納付日までの利息的な税金。
- ・**過少申告加算税**：正しい申告をしなかったことに対する罰金（原則、追加税額の10%または15%）。

※自ら気付いて自主的に修正申告を行った場合は、過少申告加算税が免除または軽減されるケースがあります。ミスに気付いたら放置せず、速やかに税理士へ相談・対応することが重要です。